

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。また、変化の早い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2④ 議決権の電子行使のための環境整備]

当社では、電磁的方法による議決権の行使としてインターネットによる議決権の行使を採用しておりますが、議決権電子行使プラットフォームへの参加については今後検討すべき事項と考えております。

また、当社では機関投資家及び海外投資家の株式保有比率が低いことから、招集通知の英訳は行っておりません。今後、外国人株主比率等の推移も踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

[補充原則2-3① サステナビリティを巡る課題についてリスク減少・収益機会につながる重要な経営課題としての認識、積極的・能動的な対応の検討]

取締役会は、サステナビリティを巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的に取り組むことを検討いたします。

[補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保に関する開示]

当社は、女性・国籍および中途採用であるかに関係なく管理職登用について実績を有しています。指標の目標は定めておりませんが、社員の多様性の確保に向けた方針の策定・整備を検討してまいります。

[補充原則3-1② 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進]

決算短信の英語での開示は行っておりますが、英語での開示の拡充を検討してまいります。

[補充原則3-1③ 自社のサステナビリティについての取組みに関する開示]

サステナビリティ、人的資本や知的財産への投資等について、具体的に情報を開示できるよう検討してまいります。

[補充原則4-1③ 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用への主体的な関与、後継者候補の計画的な育成のための適切な監督]

当社は、経営陣の後継者の計画を現時点では明確に定めておりませんが、人格・識見等を勘案して適当と認められる者の中から取締役会で協議の上、選定することとしております。一方で、企業の継続的な成長のためには、後継者の育成が重要な要素であるとの認識のもと、後継者計画の策定について、今後検討してまいります。

[補充原則4-2② 取締役化による自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定、経営戦略の配分や事業ポートフォリオ戦略の実行の監督]

当社は、現在サステナビリティ基本方針を策定していないため、今後、策定を検討してまいります。また、会社の持続的な成長に向け、取締役会において、人的資本・知的財産等の投資を含む経営資源の配分等の監督を行ってまいります。

[補充原則4-8② 独立社外取締役による経営陣や監査役との連絡・連携体制の整備]

当社は、現状「筆頭独立社外取締役」に相当する役職を定めておりませんが、今後、経営陣との連絡、調整や監査等委員との連携に係る体制整備の改善に努めてまいります。

[原則4-9 取締役会による独立性判断基準の策定・開示、取締役会における建設的な検討への貢献が期待できる候補者の選定]

当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者とするを選任基準のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスにおいては当然ながら社外の客観的・中立的な経営監視機能が重要であると考えているため、必要に応じて社外の有識者等からの見解を得ることで、適切な意思決定を行えるよう努めております。

[原則4-11 取締役会における知識等のバランス、ジェンダーや国際性の面を含む多様性、適正規模を考慮した構成、適切な経験・能力・必要な財務・会計・法務の知識を有する監査役の選任（全員）、財務・会計の十分な知見を有する監査役の選任（1名以上）、取締役会による取締役会の実効性の分析・評価による機能向上]

当社では、現在外国人の取締役はおりませんが、取締役候補者の指名方針に該当する人材であれば、性別や国籍にかかわらず取締役候補として指名することを考えております。また、監査等委員及び社外取締役には公認会計士、弁護士等、財務・会計及び法律・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しているものを選任しております。

[補充原則4-11③ 取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示]

当社は、現時点では定期的な取締役会実効性評価は実施しておりませんが、効果的かつ効率的な評価方法等を検討のうえ、取締役の自己評価と取締役会全体の実効性について評価するシステムの整備に努めてまいります。

〔補充原則4-14② 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示〕

当社は取締役・監査等委員が自らの役割を十分に果たすべく、随時、研修の斡旋及び資料提供をする等、トレーニングを行うこととしております。今後その方針の開示について検討してまいります。

〔原則5-2 自社の資本コストの把握、収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標の提示、事業ポートフォリオの見直し、設備投資等に関する方針・計画の株主に対する明確な説明〕

当社は、収益計画等を公表しておりますが、資本効率等に関する具体的な目標数値は定めておりません。各事業の収益力を高めるための投資などを含めた各施策については、資本コストを意識しつつ、決算説明資料などで、株主に分かりやすく説明を行ってまいります。

〔補充原則5-2① 事業ポートフォリオの基本方針や見直しの状況についての説明〕

現在、事業ポートフォリオに関する基本的な方針は示しておりませんが、今後、取締役会において検討・決定の上、決算説明会資料等の開示資料において示す予定としています。

〔コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示〕

〔原則1-4 政策保有株式〕

当社は、政策保有株式として上場株式は保有しておりません。当社の方針として、基本的に政策保有目的の上場株式保有はいたしません。

〔原則1-7 関連当事者取引〕

当社は、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引または利益相反取引は、取締役会での承認を必要としております。取引条件及び取引条件等の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。また、「関連当事者取引管理規程」に基づき、毎期末に、子会社を含めた役員全員に対して関連当事者取引の調査を実施しています。

〔補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保に関する開示〕

上述のとおりであります。

〔原則2-6 企業年金の機能発揮のための人事面・運営面における取組み内容の開示、利益相反の管理〕

当社は企業年金制度を導入しておりません。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

(i)経営理念、経営計画等については、当社のウェブサイトにて開示しております。

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針は、当社のウェブサイトにて開示しております。

(iii)報酬に対する基本方針については、有価証券報告書にて開示しております。

(iv)取締役(監査等委員を含む)の指名にあたっては、性別、年齢、及び国籍の区別なく、それぞれの人格及び見識等を十分考慮の上、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としております。取締役候補者(監査等委員を除く)の指名は、代表取締役において候補者を選定し、取締役会の決議をもって決定しております。監査等委員である取締役の指名は、代表取締役が候補者を提案し、監査等委員会の同意を得た上で取締役会において決定しております。取締役の選任及び解任については、選解任基準を踏まえて決定しており、社外取締役の意見と助言を得ております。

(v)取締役候補(監査等委員を含む)の指名にあたっては、株主総会招集通知において、その指名理由を開示しております。解任についても、株主総会招集通知においてその解任理由を開示する事となります。

〔補充原則3-1③ 自社のサステナビリティについての取組みに関する開示〕

上述のとおりであります。

〔補充原則4-1① 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示〕

法令及び社内職務権限規程に基づき、それぞれの決定機関、決定者が審議・決裁しています。取締役会は法令、定款及び職務権限規程に定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき、意思決定しています。

〔原則4-9 取締役会による独立性判断基準の策定・開示、取締役会における建設的な検討への貢献が期待できる候補者の選定〕

上述のとおりであります。

〔補充原則4-10① 独立した指名委員会・報酬委員会の設置、指名・報酬等の検討におけるそれら委員会の関与・助言〕

当社は、監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数を超えております。

〔補充原則4-11① 取締役会にて必要なスキルの特定、取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方、取締役の有するスキル等の組み合わせ、選任に関する方針・手続の開示〕

当社の取締役会は、専門知識やバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成されており、取締役7名の内、4名が他社での経営経験を有する者を含んでいる独立社外取締役です。なお、スキル・マトリックスについては、当社有価証券報告書にて開示しております。

〔補充原則4-11② 取締役・監査役によるその役割・責務を適切に果たすための時間・労力の振り向け、他の上場会社役員の兼任数の抑制、兼任状況の開示〕

取締役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知にて開示を行っております。

〔補充原則4-11③ 取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示〕

上述のとおりであります。

〔補充原則4-14② 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示〕

上述のとおりであります。

〔原則5-1 株主からの対話申込みに対する合理的な範囲での前向きな対応、取締役会による、対話を促進するための体制整備に関する方針〕

の承認・開示
株主・投資家を含むすべてのステークホルダーに対する公平かつタイムリーな情報開示を行い、コミュニケーションを重視するよう、できるだけ代表取締役社長が対話に臨む方針です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
原尾 正紀	998,400	16.10
株式会社ミートプランニング	288,000	4.60
ASG Japan株式会社	276,000	4.50
大辻 英弘	160,000	2.60
東京短資株式会社	105,000	1.70
西村 裕二	101,500	1.60
賀島 義成	100,800	1.60
岩崎 桂子	66,600	1.10
小林 有一	55,400	0.90
株式会社SBI証券	54,411	0.90

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(2)大株主の状況は2025年2月28日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	2 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂本 剛	他の会社の出身者											
柏倉 周郎	他の会社の出身者											
藤池 智則	弁護士											
河野 幸久	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 剛		○	----	大学の産学連携組織や技術移転機関のマネジメントなど多彩な見識と、長年に渡る企業経営の経験を有しており、その経歴と経験を活かし適切な指導及び監査が行える人材と判断したため社外取締役に選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

柏倉 周郎	○	○	----	長年培われた事業会社における財務会計の豊富な経験・知見を有しており、また米国公認会計士としての豊富な経験も有しており、これらの経験・能力等を当社の経営及び監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役を選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
藤池 智則	○	○	----	法律事務所のパートナーとして弁護士の専門的な知識及び実務経験を有していると共に、ベンチャー企業の非常勤監査役を兼務していることから、その監査役としての経験を当社の適法性確保に大いに貢献していただけるものと考えており、その経歴と経験を活かし適切な指導及び監査が行える人材と判断したため社外役員に選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
河野 幸久	○	○	----	公認会計士、税理士としての専門的な知識及び実務経験、他社の社外監査役としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経歴と経験を活かし適切な指導及び監査が行える人材と判断したため社外役員に選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、当社の取締役及び従業員に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。監査等委員会より命令を受けた取締役及び従業員はその命令に従わなければならないものとし、その命令に関して、監査等委員以外の取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、毎月1回開催しております。常勤監査等委員は、経営会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、経営全般に関し幅広く検討を行っております。各監査等委員は、社外の独立した立場から経営に対する適正な監視を行っております。監査等委員は、会計監査人と定期的に面談して監査結果の報告を受け、内部監査担当者と意見及び情報の交換を行い、相互に連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入は、当社取締役の業績向上と企業価値の最大化及び株主重視の経営意識を高めるとともに、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。ストックオプションの付与に当たっては株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において業績等に対する貢献度を考慮し、総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、従業員及び子会社取締役に対して当社の業績向上に対するより一層の士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2017年5月24日開催の第17回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は年額300,000千円(うち社外取締役分年額50,000千円)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円と決議されております。また、報酬等の決定方針は以下のとおりとなります。

Ⅰ. 基本的な経営の考え方

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、①株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保、②変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の構築及び経営の効率性を担保する経営監視体制の充実、③健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得て事業活動を展開、以上の3つをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と定めています。

この方針の下、『SMART MEDIA COMPANY』を企業コンセプトに掲げ、スマートフォンなどのモバイル向けコンテンツサービスの企画・開発・運営を行うモバイルインターネットサービスに加え、ライトノベル・コミック・電子書籍・ドラマCDなど近年需要が高まってきているコンテンツを提供し、総合エンターテインメント企業としての更なる飛躍を目指します。

II. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、上記の経営の考え方を実現するために、以下を基本方針とします。

- (1)当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- (2)経営陣に真に優秀な人材を獲得し、その関係を継続するため、人材市場において相応の競争力があること
- (3)株主との利害関係の共有や株主重視の経営意識を高めるため、取締役報酬と会社の業績や企業価値との間に連動性があること
- (4)報酬決定プロセスにおける透明性、客観性が高いものであること

III. 報酬水準の考え方

「基本報酬」は職責等に応じて報酬額を決定していますが、「年次業績賞与」は、事業年度ごとのグループ業績及び各人の貢献面から総合評価を行い、その評価に応じて報酬額を決定しています。

IV. 報酬構成

< 社外取締役以外の取締役 >

社外取締役以外の取締役の報酬は、金銭報酬と長期インセンティブ報酬から構成されます。このうち、金銭報酬部分については、①定額・固定の「基本報酬」と②事業年度ごとのグループ業績に連動する「年次業績賞与」とからなります。また、非金銭報酬については、③中長期的なコミットメントを求める株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬を設定します。この点、取締役報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識します。

< 社外取締役 >

社外取締役の報酬は、原則として、定額・固定の「基本報酬」のみの構成とします。これは、社外取締役には、社外取締役以外の取締役による業務執行の監督が主に期待されるところ、独立性の観点から、これらの取締役に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

V. 業績・株価連動報酬

取締役の報酬のうち、会社業績や株価と連動する報酬部分については、以下のとおりとします。

< 年次業績賞与 >

客観性、透明性のある指標である連結売上高と連結営業利益のそれぞれについて、50% (割合は毎期見直し) ずつのウエイトで評価することとします。期初に設定する目標数値に対する業績達成率により、年次業績賞与報酬部分は、0%から150%の幅で変動します (業績評価指標を100%達成した場合、100%)。ただし、連結営業損益が赤字の場合、不支給となります。

< 株式報酬型ストックオプション >

株式報酬型ストックオプションは、業績達成率に応じて付与される当社の株式報酬として当社株式の新株予約権を付与します。

< 譲渡制限付株式報酬 (RS) >

譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock (RS)) は、業務執行取締役の中長期的なコミットメント (継続的な業務遂行) を目的として、事業年度を通じて時価総額40億円以上を達成した翌事業年度から、複数年分の新株予約権を予め付与します。ただし、1年間の任期の終了ごとに当該1年分の新株予約権についてのみ権利確定となり、その行使が可能となるものとします。

この報酬部分については、会社業績とは連動せず、任期と株価にのみ連動することとなります。

VI. 決定プロセス

取締役 (社外取締役を除く) の報酬制度や報酬水準および報酬構成の妥当性ならびに決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額および業績達成率については、社外取締役が過半数を占める取締役会での審議を踏まえ、取締役会の決議により一任された代表取締役社長である賀島義成が確定、決定します。外部環境の劇的な変化等に対応するため、この取締役報酬方針または各報酬構成やその水準の見直しが必要となった場合には、取締役会における検討を経て、取締役会決議によりそれらの改定を行うことがあります。

[社外取締役のサポート体制]

取締役会の資料は、原則として事務局である管理部門が準備を行い、必要な情報提供を行っております。また、内部監査室も情報共有やその他必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

I. 取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在7名 (うち社外取締役4名) の取締役ににより構成され、原則として毎月1回開催されており、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

II. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名 (うち社外取締役3名) で構成されており、毎月1回開催されております。常勤監査等委員は、経営会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、経営全般に関し幅広く検討を行っております。各監査等委員は、社外の独立した立場から経営に対する適正な監視を行っております。監査等委員は、会計監査人と定期的に面談して監査結果の報告を受け、内部監査担当者との意見及び情報の交換を行い、相互に連携を図っております。

III. 経営会議

当社では、週1回、業務執行取締役及び常勤の監査等委員並びに各部署の責任者が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、各

事業の進捗状況についての検討、リスクの認識及び対策についての検討を行うとともに、各部署からの報告に基づいて情報を共有しつつ十分な議論を行い、事業活動に反映させております。

IV. 内部監査室

当社は、代表取締役社長の直轄部署として内部監査室を設置しており、人員は内部監査室長1名となっております。内部監査室は代表取締役社長の命を受けて、当社の業務執行状況を監査しており、内部監査の結果につきましては、代表取締役社長に報告すると共に毎月取締役会に報告をしております。また、監査等委員と定期的に意見及び情報の交換を行って連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外取締役は、監査等委員である取締役以外の社外取締役が1名、監査等委員である社外取締役が3名選任されており、外部から経営の監査・監督機能を一層強化することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることができると考えております。

当社ではコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的・中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している監査等委員である取締役以外の社外取締役が1名、監査等委員である社外取締役が3名をそれぞれ社外取締役とすることで、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると判断し、現状の体制としております。

当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者とするを選任基準のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスにおいては当然ながら社外の客観的・中立的な経営監視機能が重要であると考えているため、必要に応じて社外の有識者等からの見解を得ることで、適切な意思決定を行えるよう努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に関しては、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	全ステークホルダーに対して、適時適切にIR活動を実施していく方針であり、 今後は当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載することを 検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会は開催しておりませんが、会社説明及び決算説明 の動画をYouTubeにて公開しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会は開催しておりませんが、会社説明及び決算説明 の動画をYouTubeにて公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを開設し、当社の情報を速やかに発信しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する業務は、経営企画室にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はすべてのステークホルダーに対して企業活動に関する適時・適切な開示を行うことは当然の責務であると考えており、ステークホルダーの立場の尊重について規定する方針であり、迅速且つ正確な情報開示を実践してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	今後は、決算説明会や当社ホームページ等により情報提供を行っていく方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

株式会社エディア（以下、「当社」という。）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社の業務の適正化を確保するために、以下のとおり内部統制基本方針を策定する。

1. 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下、「取締役等」という。）の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下総称して、「当社グループ」という。）は、当社の掲げる企業ビジョン「SMART MEDIA COMPANY人々の生活に笑顔をもたらすサービスを創造し続けます」を共通の志として、社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土を何よりも重視する。

当社グループは、当社の定めたコンプライアンス体制にかかる各種規程を取締役等が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。その徹底を図るため、当社の管理部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。

当社において内部監査部門を設置し、管理部門と連携の上、当社グループのコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を実施する。これらの活動は当社のリスク管理委員会、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

必要に応じて、当社子会社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の管理部門は、必要に応じて、当社子会社に対する助言、指導又は支援を実施するものとする。

必要に応じて、当社子会社に監査役を派遣し、監査を実施するものとする。

法令上疑義のある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として、当社グループ内外にホットライン窓口を設置・運営する。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報等（以下、「文書等」）を法令及び社内規程に従い保存・管理し、また当社子会社においても文書等を同様に保存・管理させるものとする。社内規程に従い、取締役及び監査等委員が常時上記の文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び当社子会社のリスク管理体制、その他の体制

当社グループのリスク管理体制に係る基本方針は、当社の取締役会において決定されるものとする。

当社グループは、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を推進し、運用を評価するために、当社内において「リスク管理委員会」を設置するものとする。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報保護及び知的財産権に係るリスクについては、それぞれの当社担当部署及び当社子会社にて、規程、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及びグループ全体的な対応は当社の管理部門が行うものとする。

新たに生じたグループ経営上の重要なリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。

4. 当社取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営の基本方針は、当社の取締役会において決定されるものとする。

当社グループ取締役会は、取締役等が共有すべき全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成のために各部門及び当社子会社の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。

当社の管理部門は、目標達成の進捗状況について、ITを活用して取締役会において定期的にレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の業務執行の状況については、定期的に当社の取締役会において報告されるものとする。

当社子会社を担当する業務執行取締役及び執行役員は、適宜当社子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。

関係会社管理規程において、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。

内部監査部門は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、当社のリスク管理委員会、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

6. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程により、当社子会社に関して、コンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。

当社の業務執行取締役に、当社グループ全体の法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えることとし、当社の管理部門はこれを横断的に推進し、管理する。

7. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び従業員を置くことを求めた場合における、当該取締役及び従業員に関する事項、当該取締役及び従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、当社の取締役及び従業員に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

監査等委員会より命令を受けた取締役及び従業員はその命令に従わなければならないものとし、その命令に関して、監査等委員以外の取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。

8. 監査等委員会に報告するための体制

業務執行取締役は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットライン窓口への通報状況及びその内容を業務執行取締役及び従業員が速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役会と監査等委員会との協議により決定する方法による。

内部監査部門は、定期的及び必要と判断する場合は時宜に応じて監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、当社の監査等委員会又は第1項に定めるホットライン窓口に速やかに報告するものとする。

9. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループにおいては通報者に不利益が及ばないように、いかなる報告も、それが不正の意図を有するものでない限り、それにより不利益を受けないことを社内規程等に明記し、従業員に対して周知徹底する。

10. 当社の監査等委員会及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針に関する方針

監査等委員会及び監査等委員がその職務について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、定期的及び必要と判断する場合は時宜に応じて代表取締役及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

監査等委員会は、内部監査部門及び当社子会社の監査役（若しくはこれらに相当する者）との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの整備・構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

当該基本的な考え方に基づく社内検証マニュアルを整備し、取引先の属性チェックを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持してまいります。

反社会的勢力排除に向けた体制としては、「反社会的勢力対応規程」を定め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、企業の社会的責任を果たすことを基本方針としており、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たず、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶するといった運用を行っております。

また、前述の「反社会的勢力対応規程」を当社の役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおり、取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行うと共に、反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

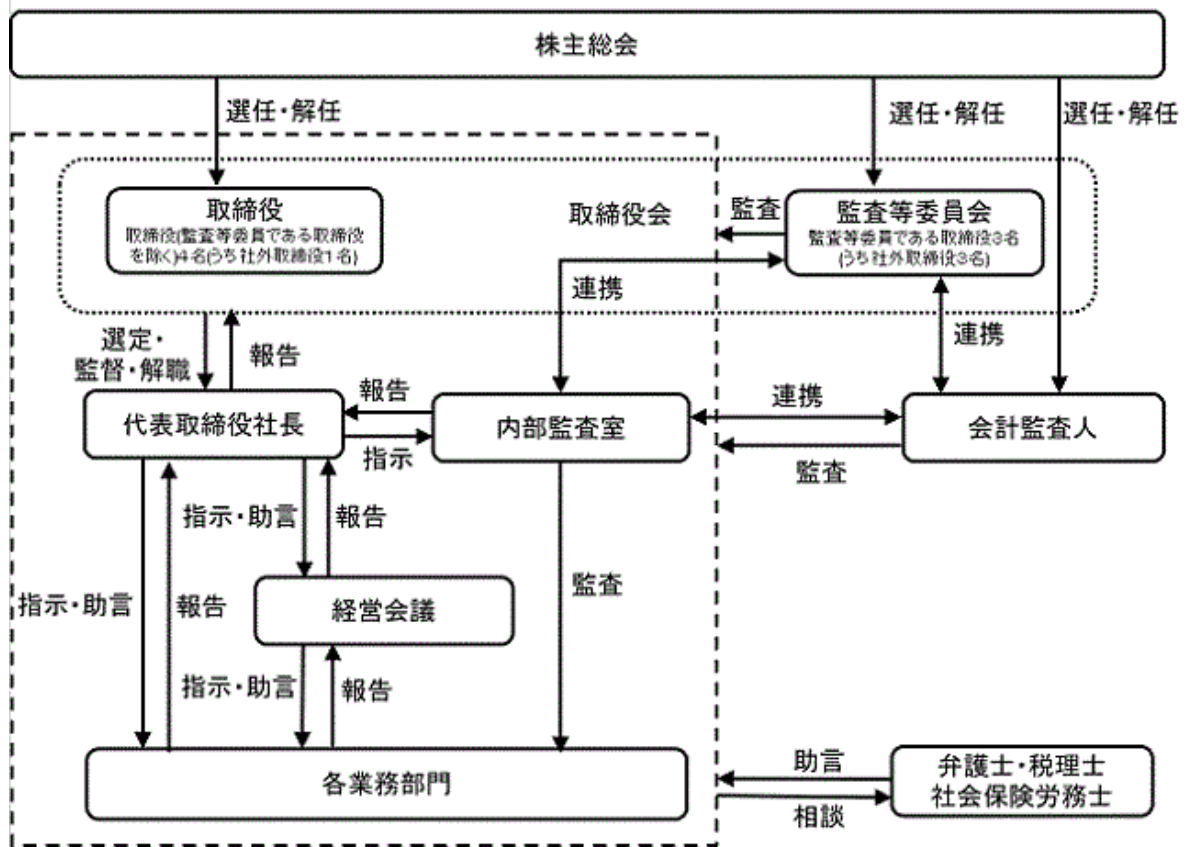
該当事項はありません

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

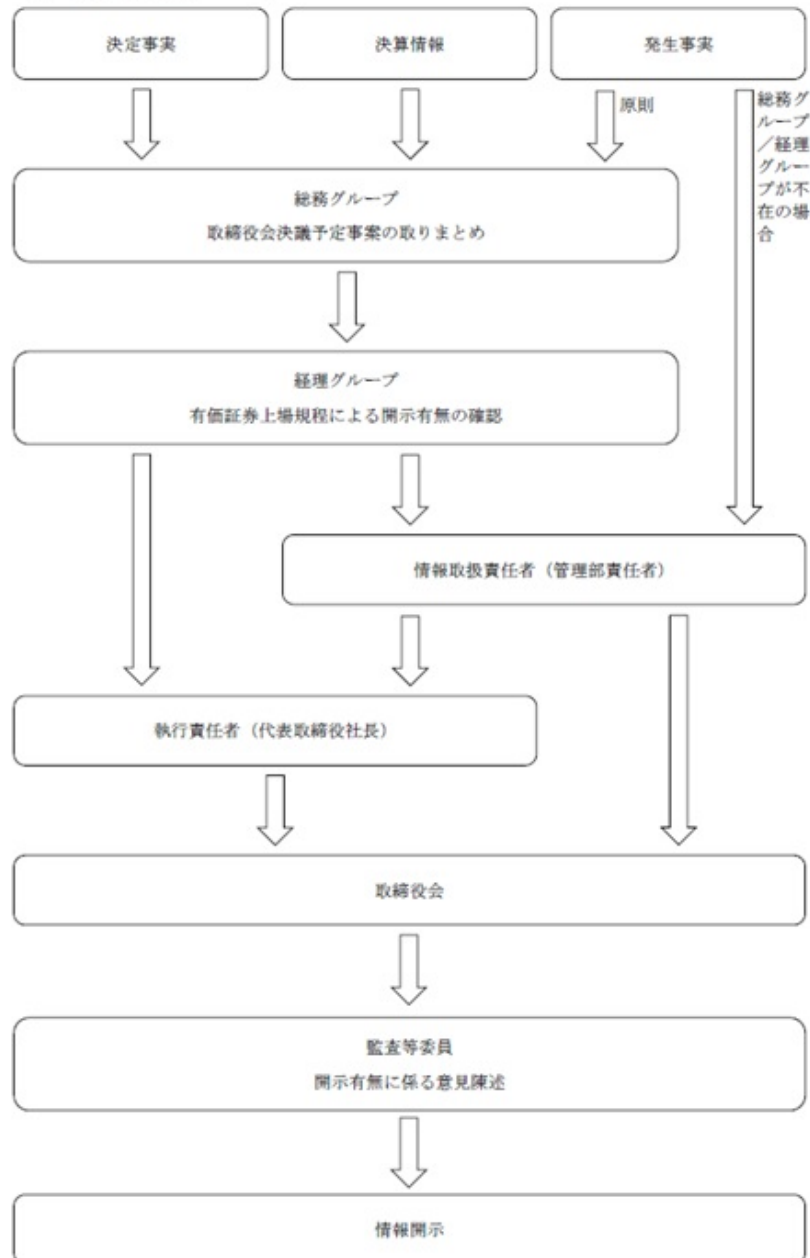
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関する模式図を参考資料として添付いたします。

〔模式図(参考資料)〕

(1) コーポレート・ガバナンス体制について



(2) 適時開示体制について



※緊急な事案で、情報取扱責任者もしくは執行責任者の決裁で情報開示し、取締役会に事後報告を行うケース

